



第19期
定時株主総会

招 集
ご 通 知

開催日時

2024年6月27日（木曜日）午前10時
受付開始：午前9時15分

開催場所

石川県白山市古城町305番地

白山市松任学習センター プララ
1階 コンサートホール

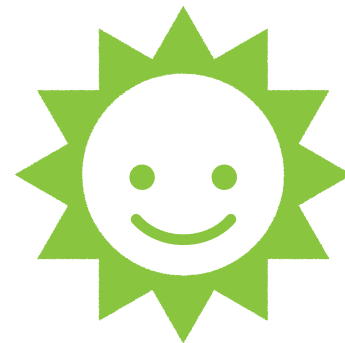
議 案

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

MANAGEMENT PHILOSOPHY

経営理念



株式会社 サンウェルズ
SUNWELLS

自らが輝き、人を元気にする

私たちサンウェルズは、パーキンソン病専門施設「PDハウス」の運営をはじめとした事業展開により、医療・介護を取り巻く社会問題、社会課題の多面的な解決に挑戦します。

一つ. / 福祉の職場をもっと魅力的に！

私たちサンウェルズは夢と誇りを持って志事に取り組み、皆があこがれる業界づくりにチャレンジします。

二つ. / 介護サービスに進化と変化を！

私たちサンウェルズは介護の常識にとらわれることなく、利用者様の立場に立ったより良いサービスづくりにチャレンジします。

三つ. / 未来を作る「人」を育成する！

私たちサンウェルズは仕事を通じてクリエイティブに発想し、自ら行動する「輝く大人」づくりにチャレンジします。

ミッション **MISSION**

株主各位

2024年6月12日
石川県金沢市二宮町15番13号
株式会社サンウェルズ
代表取締役社長 苗代 亮達

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度の令和6年能登半島地震により被災されました皆様に、謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトにて「第19期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://sunwels.jp/pdh/ir/ir-stock/ir-meeting/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「サンウェルズ」または「コード」に当社証券コード「9229」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2024年6月26日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2024年6月27日（木） 午前10時
2 場 所	白山市松任学習センター プララ 1階 コンサートホール 石川県白山市古城町305番地
3 目的事項	〔報告事項〕 第19期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件 〔決議事項〕 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	4頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。
5 株主の皆様へ交付する書面からの省略事項	本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。 1. 会社の新株予約権に関する事項 2. 会計監査人の状況 3. 株主資本等変動計算書 4. 計算書類の個別注記表
6 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）	（1）書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 （2）代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができます。但し、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 節電の取り組みの一環として、当日は会場の空調を抑制させていただきます。また、当社役員及び運営スタッフは軽装（クールビズ）にて対応させていただく予定です。あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。
- 本総会における決議結果につきましては、本総会終了後、下記の当社ウェブサイトに掲載いたします。

当社ウェブサイト (<https://sunwels.jp/pdh/ir/ir-stock/ir-meeting/>)



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月27日（木曜日）
午前10時
（受付開始：午前9時15分）



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
（下記の行使期限までに到着するようご返送ください。）

行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
○○○○○○○ 御中
株主総会日 議決権の数 XX 股
××××年××月××日

1. _____
2. _____

印字が不明な場合
見本
ロザインQRコード
ロザインID
XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
XXXXXXXXXXXX

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

- ・インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

2021年6月16日付で「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）が施行され、上場会社において定款に定めることにより、場所の定めのない株主総会（いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」）の開催が可能となりました。バーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう、第12条第3項を追加するものであります。

バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながると考えております。

なお、当社は既に、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

現 行 定 款	変 更 案
（招集） 第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。 2 株主総会を招集するには、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、会日より1週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。 （新設）	（招集） 第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。 2 株主総会を招集するには、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、会日より1週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。 <u>3 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しては、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数を社外役員で構成する任意の委員会である指名報酬諮問委員会に諮ったうえで決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	
1	なわ しろ りょうたつ 苗 代 亮 達	代表取締役社長	再 任
2	こし の とおる 越 野 亨	専務取締役 運営本部長	再 任
3	なが やま とも ひろ 長 山 知 広	常務取締役 経営戦略本部長	再 任
4	うえ の えい いち 上 野 英 一	常務取締役 管理本部長	再 任
再 任	再任取締役候補者		

候補者
番 号

1

苗代 亮達

(1973年7月20日)

所有する当社の株式数…
5,898,000株

再 任

略歴、当社における地位及び担当			
1999年12月	有限会社アイテム商業建築研究所（株式会社アイテム）入社	2011年4月	当社代表取締役社長（現任）
2002年3月	株式会社アイテム代表取締役	2013年10月	株式会社SUN加圧スタジオを会社分割により設立 代表取締役
2006年9月	株式会社ケア・コミュニケーションズ（現：当社）設立 代表取締役	2014年9月	株式会社SUN整骨院設立 代表取締役
2008年5月	株式会社サライ設立 取締役	2015年2月	株式会社SUNエステート設立 代表取締役
2010年7月	社会福祉法人達樹会設立 理事長	2015年7月	株式会社サンメディカルサポート設立 取締役
2011年1月	株式会社サライ 代表取締役	2017年3月	株式会社杏設立 代表取締役（現任）
重要な兼職の状況			

株式会社杏 代表取締役

取締役候補者とした理由

苗代亮達氏は、当社創業者として社業を牽引し、代表取締役社長として重要な経営判断や意思決定、業務執行に対する監督などの適切な役割を果たしております。同氏の豊富な経験と知見を、今後も当社の事業拡大に活用して頂くことが期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番 号

2

越 野 亨

(1974年1月16日)

所有する当社の株式数…
22,500株

再 任

略歴、当社における地位及び担当			
1991年4月	金沢競馬場所属 騎手	2013年10月	当社運営部長
1997年2月	有限会社伝統美術乃勇美洞 入社	2015年4月	当社取締役
2003年3月	株式会社ノムラ食品 入社	2015年7月	株式会社サンメディカルサポート 代表取締役
2004年1月	株式会社AOC 入社	2019年7月	当社専務取締役
2004年6月	株式会社アイテム 入社	2023年4月	当社専務取締役運営本部長（現任）
2007年1月	株式会社アイテム 営業部長		
2010年10月	株式会社セントラルケアスタッフ 入社		
重要な兼職の状況			

—

取締役候補者とした理由

越野亨氏は、当社において営業部門、運営部門の要職を歴任し、これらに関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の事業の維持拡大に伴う経営判断や意思決定を適切に行うことができる人物であると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番 号

3

なが やま とも ひろ
長 山 知 広
(1982年7月19日)
所有する当社の株式数…
30,000株

再 任

略歴、当社における地位及び担当

2005年4月	医療法人洋和会 入社	2023年4月	当社常務取締役人事企画本部 長
2009年5月	株式会社ケア・コミュニケー ションズ（現：当社）入社	2023年10月	当社常務取締役経営企画本部 長
2012年4月	当社運営部長	2024年4月	当社常務取締役経営戦略本部 長（現任）
2015年4月	当社取締役		
2022年6月	当社常務取締役		
2022年11月	当社常務取締役人事部長		

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

長山知広氏は、当社において運営部門、人事部門の要職を歴任し、これらに関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。当社の事業の維持拡大に伴う経営判断や意思決定を適切に行うことができる人物であると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番 号

4

うえ の え い い ち
上 野 英 一
(1953年7月21日)
所有する当社の株式数…
30,000株

再 任

略歴、当社における地位及び担当

1976年4月	株式会社北陸銀行 入行	2009年6月	EIZO株式会社 常勤監査役
1997年1月	同行 八尾支店長	2016年6月	EIZO株式会社 社外取締役 （監査等委員）
1999年6月	同行 東大阪支店長	2018年7月	当社社外取締役
2002年4月	同行 黒部支店長	2018年10月	当社常勤監査役
2004年6月	同行 石川地区事業部副本部 長兼金沢支店長	2019年7月	当社取締役総務経理部長
2006年6月	同行 福井地区事業部副本部 長兼福井支店長	2022年6月	当社常務取締役総務経理部長
2008年6月	同行 常任監査役	2023年4月	当社常務取締役管理本部長 （現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

上野英一氏は、金融機関と事業会社にて常勤監査役や社外取締役を歴任してきた経験から、豊富な金融知識と企業経営全般に関する深い見識を有しております。かかる実績を踏まえ、当社の事業の維持拡大に伴う経営判断や意思決定を適切に行うことができる人物であると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- (注) 2. 当社は、2023年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しております。各候補者の所有する当社の株式数は、当期末（2024年3月31日）現在の株式数を記載しております。
- (注) 3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項（4）役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。各候補者が取締役役に選任され、就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

【参考】各取締役の経験・専門性

役 職 名	氏 名	経営戦略	財務会計	人事労務	法務・コンプライアンス	サステナビリティ・ESG	I C T
代表取締役	苗代 亮達	●	●	●	●	●	
取 締 役	越野 亨	●			●		
取 締 役	長山 知広	●		●		●	
取 締 役	上野 英一		●	●	●	●	●
社外取締役 監査等委員	山本 英博		●		●		●
社外取締役 監査等委員	畠 善昭	●	●			●	
社外取締役 監査等委員	中西 祐一			●	●	●	
社外取締役 監査等委員	中島 恵子	●	●			●	

以上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されたことに伴い、社会経済活動を維持しながら感染拡大に対応する段階へと移ったことで、景気は緩やかに持ち直しへと向かいました。一方、終結の見通しが立たないロシア・ウクライナ情勢や急激な為替相場の変動による世界的なエネルギー・原材料価格の高騰など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社の関連する介護及び医療環境につきましては、団塊の世代が全て75歳以上の高齢者となる2025年を目途に、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられる社会の実現（地域包括ケアシステムの構築）への取り組みが進められております。地域に関わらず適切な医療・介護が受けられる体制が求められ、質の高い在宅医療・訪問看護の確保が重要となってきております。さらに指定難病においてはその専門性を有することから、専門病院や専門介護のニーズが今後ますます高まっていくものと考えております。

このような環境のもと、当社はパーキンソン病専門施設「PDハウス」を中核事業として全国展開を加速させております。当事業年度においては、以下の9施設（定員数合計499名）を新規開設、ならびに既存有料老人ホーム2施設（定員数合計104名）を業態変更し、「PDハウス」施設数は合計で31施設（定員数合計1,650名）となりました。

PDハウス 開設地域

2024年3月期末

開設済：計31施設

定員数：計1,650名

〔北海道〕 3 施設

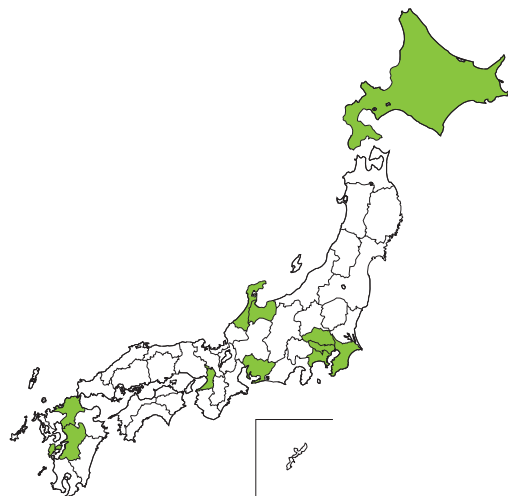
〔東海〕 1 施設

〔関東〕 12 施設

〔関西〕 6 施設

〔北陸〕 5 施設

〔九州〕 4 施設



第19期開設9施設の名称	所在地	定員数	開設年月
P D ハ ウ ス 港 南 台	神奈川県横浜市	60名	2023年4月
P D ハ ウ ス 城 東	大阪府大阪市	60名	2023年4月
P D ハ ウ ス 板 橋 II	東京都板橋区	47名	2023年6月
P D ハ ウ ス 八 王 子	東京都八王子市	50名	2023年8月
P D ハ ウ ス 東 大 阪 II	大阪府東大阪市	60名	2023年9月
P D ハ ウ ス 用 賀	東京都世田谷区	68名	2023年10月
P D ハ ウ ス 光 の 森	熊本県熊本市	53名	2023年10月
P D ハ ウ ス 神 大 寺	神奈川県横浜市	48名	2023年11月
P D ハ ウ ス 平 和 が 丘	愛知県名古屋市	53名	2023年12月

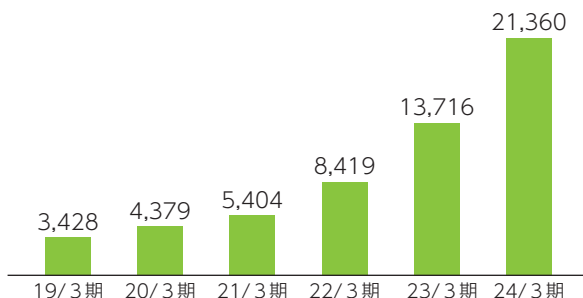
既存施設を含めた各施設の稼働率は、いずれも順調に推移しております。

これらの結果、当事業年度の売上高は21,360百万円（前事業年度比55.7%増）、営業利益は3,490百万円（同143.4%増）、経常利益は2,938百万円(同157.6%増)、当期純利益については2,032百万円（同159.2%増）となりました。

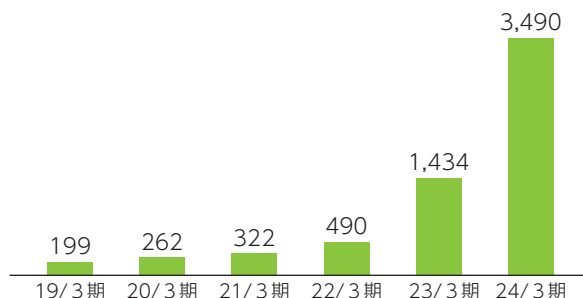
なお、当社は介護事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

売上高 213億60百万円	前事業年度比 55.7%増 
経常利益 29億38百万円	前事業年度比 157.6%増 
営業利益 34億90百万円	前事業年度比 143.4%増 
当期純利益 20億32百万円	前事業年度比 159.2%増 

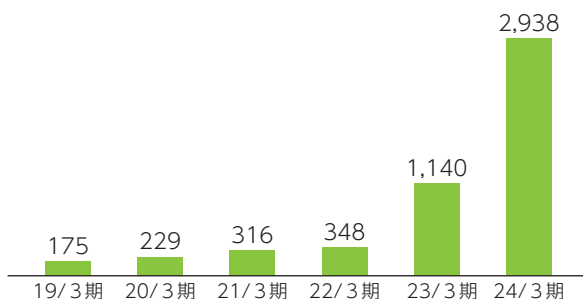
売上高（百万円）



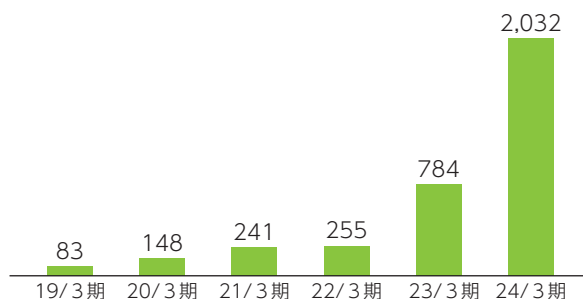
営業利益（百万円）



経常利益（百万円）



当期純利益（百万円）

**(2) 設備投資の状況**

当事業年度の設備投資等の総額は10,468百万円（前事業年度比39.8%増）であります。これは主に、新規開設にかかる有形固定資産の取得であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、設備資金に充当するため、金融機関からの借入により総額4,600百万円の資金調達を行いました。

(4) 事業の譲渡、吸収合併分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第16期 2021年3月期	第17期 2022年3月期	第18期 2023年3月期	第19期 2024年3月期
売 上 高	5,404百万円	8,419百万円	13,716百万円	21,360百万円
経 常 利 益	316百万円	348百万円	1,140百万円	2,938百万円
当 期 純 利 益	241百万円	255百万円	784百万円	2,032百万円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	10円39銭	11円01銭	27円85銭	67円40銭
総 資 産	4,788百万円	9,015百万円	19,211百万円	31,518百万円
純 資 産	693百万円	864百万円	5,370百万円	7,143百万円
1 株 当 た り 純 資 産 額	29円86銭	37円24銭	179円72銭	236円18銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
2. 当社は、2021年3月25日付で普通株式1株につき100株、2022年2月15日付で普通株式1株につき100株、2023年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、小数点第3位を切り捨てて表示しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 北 陸 銀 行	1,336 百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,039 百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	800 百万円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

(10) 対処すべき課題

当社が対処すべき主要な課題は以下のとおりであります。

① サステナビリティ経営の実施

当社は「サステナビリティ委員会」を発足し、以下の課題に取り組んでおります。

(a) 介護と医療の未来を創造する

当社はミッションの一つである、「介護サービスに進化と変化を」の実現に向けて新たなサービスや施設を誕生させてきました。『PDハウス』はその一つであり当社の中核事業であります。当事業はパーキンソン病（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症等の関連疾患も一部含む）専門の入居型施設であり、全国展開を行うことで、進行性難病を患った方々お一人おひとりに合わせたリハビリの場の提供、専門医による訪問診療等、従来の介護施設では適切なケアが困難だった人と地域に医療インフラを拡充いたします。また、当社は大学、研究機関との共同研究を実施し、新たなサービスの開発に取り組んでおります。施設で蓄積したパーキンソン病患者の臨床データを研究に還元することで、先駆者としての優位性を保持・成長させながら、ケアサービス全体への貢献にも繋げてまいります。

(b) 多様性と将来性を尊重した職場を実現する

従業員の一人ひとりがそれぞれの持つ個性や多様性を活かせる職場づくりが、組織全体の基本能力を強化することになると考え、働きやすい環境の創造に尽力しております。

従業員の資産形成とモチベーション向上を目的として、2023年4月に新たに従業員持株会制度を導入しました。従業員の掛金の10%の金額を奨励金として支給しております。当事業年度末時点での加入率は25%となっており、従業員の関心も高く、さらなる加入率の増加に向けて取り組みを行っております。また新たに、経営理念「自らが輝き、人を元気にする」を体現すべく、2024年3月に全国健康保険協会石川支部の「かがやき健康企業宣言」にエントリーを行い、健康経営への取組みを開始いたしました。お客様を元気にするには、まずは当社の従業員が健康で働ける状態であることが重要であると考え、従業員の健康確保、プレゼンティーズムの改善及びアブセンティーズムを予防する取組みを行ってまいります。

さらに継続している取組みとして、従業員アンケートを定期的を実施することで従業員の意見を収集し、労働環境・福利厚生制度への反映を実施し、働きやすい職場環境づくりに活かしております。

(c) 透明性の高い経営管理を行う

株主を始めとする全てのステークホルダーの利益を守ることがコーポレート・ガバナンスであると考え、法令遵守及びその他社会的に責任を果たすことはもちろん、経営の効率性、健全性及び透明性の向上、企業価値を継続的に向上させることが重要であると認識しております。当該認識のもと、取締役会、監査等委員会に加え、指名報酬諮問委員会、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、事業の透明性を確保しております。

指名報酬諮問委員会は取締役の指名、報酬などに関する手続きの公正性、透明性、客観性の強化を目的とした、取締役会の諮問機関であります。リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は、社内規程に基づいたコンプライアンスの維持・向上を目的とした機関で、原則として月に一回協議会を開催するほか、緊急事案が発生した際には臨時委員会を開催し、早急な問題解決を図ります。従業員においては全員に定期的にコンプライアンスやインサイダー取引にかかわる規律の研修を行っており、法令遵守の重要性や倫理的な観点を組織に浸透させてまいります。従業員には入社時に「内部通報窓口カード」を配布し、個人が企業倫理に抵触する事案・恐れ・疑問を感じた際に気軽に連絡でき、組織的に対処できる仕組みを設置しております。

(d) 地域・自然環境と共生する

政府が掲げる2050年までのカーボンニュートラル実現のため、多角的な取り組みを行っております。CO₂排出量ゼロを段階的に達成すべくGHG排出量の算定を開始いたしました。また、2023年5月に全施設照明のLED化を完了しており、2023年12月には対象施設に自家消費型太陽光発電を導入し、2025年3月期以降対象施設の拡大を計画しております。クラウド活用によるペーパーレス化の推進、電子帳簿保存法の対応など、業務効率向上と環境保全の両立を重視した取り組みに尽力してまいります。

② PDハウス事業の拡大

当事業はパーキンソン病（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症等の関連疾患も一部含む）専門の入居型施設となります。パーキンソン病を患う入居者に質の高いサービスを提供できるようリハビリテーション及び看護体制を強化させ、PDハウス事業を積極的に展開いたします。当事業年度は、『PDハウス』＜パーキンソン病（英：Parkinson's Disease）＞を冠した施設を東京都、神奈川県、大阪府と、新開設地である愛知県、熊本県に新規9施設を開設し、2024年4月に石川県の既存2施設「太陽のプリズム藤江」、「太陽のプリズム戸板」のPDハウス化に伴い、全国で合計31施設の運営となりました。今後も当社のバリューを明確にし、ニーズの高い顧客への確にサービスを届けるべく、都市部を中心

に新規開設を進めてまいります。

(a) PDハウス事業の運営方針

『PDハウス』はパーキンソン病の専門介護施設として、通常の介護サービスに加えてリハビリ職員が専門的な視点から生活支援を行い、パーキンソン病に特化した専門のリハビリプログラムを提供し、日々入居者の運動機能向上をサポートしております。また、24時間の訪問看護体制によって適切な看護サービスや服薬管理を行えるため、入居者に安心・安全で豊かな生活環境を提供しております。

全国にPDハウスブランドを訴求するために、パンフレット・WEB等の広告宣伝活動を実施し、医療機関や介護施設からの入居者紹介に重点をおいています。

また、『PDハウス』では、パーキンソン病を専門とする脳神経内科医や大学病院、研究機関との共同研究や事例検討を実施しており、より効果的で専門性の高い独自のサービス開発に取り組んでおります。専門施設であるという独自性で当社の事業基盤を堅牢なものにし、施設運営過程で得たエビデンスに基づいた新たなリハビリサービスの創造に挑戦し続けることで、他社の追随を許さない企業価値を築いてまいります。

なお、『PDハウス』という名称は商標登録をしており、唯一無二の専門施設として更なるサービス向上並びにブランディングの構築を目指し、都市部を始めとした全国のパーキンソン病を患う方々に訴求してまいります。

(b) 開設方針

全国で約20万人（厚生労働省「2022年度衛生行政報告例」（2022年度末現在）、特定医療費（指定難病）受給者証所持者数）と言われているパーキンソン病及び関連疾患に患う方々にいち早く当社のサービスを提供するために、対象患者数が多い関東圏、関西圏をはじめとした都市部を中心に、当事業年度の9施設の開設に続いて、今後は2030年までに日本全国に140施設の開設を目標とし、在宅での生活が困難な重度な方や療養病棟で過ごしている方が安心且つ安全に過ごせる専門施設を目指します。

③ 人材の確保と育成

優秀な人材の確保が、当社の今後の事業拡大及び成長において重要な課題であると認識しております。

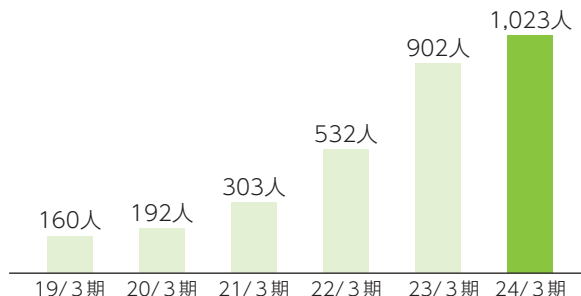
当事業年度は、目標採用数1,008名に対して、1,023名の採用を実施し、目標を上回る人員を確保することができました。主な取組みとして、従業員からの友人・知人紹介による「リファラル採用」の強化と、YouTubeチャンネルの拡充を図りました。「リファラル採用」については、前事業年度よりも77名増（65.8%増）の194名が入社いたしました。YouTubeチャンネルについては、チャンネル登録者数が2,700名を超え、期初の500名より大きく数字を伸ばし、介護業界でも上位の数字となっております。また、様々な取り組みにより、就職説明会参加者は1,000名を超え、当社ホームページからの応募者数も1,400名を超える結果となりました。今後の採用活動にもこれらの取組みを継続しつつ、安定的な人材確保を実践してまいります。

当社が安定的かつ持続的な事業を運営していくためには、利用者が安心・安全に生活できるサービスを提供できる人材の育成が重要と考えます。そのため人材育成については、専門職種や役職ごとの研修プログラムや教育マニュアルを整備しております。特に役職者養成に関しては、2024年より新たに業務指導やマネジメント研修など内容補強を行い、開設数増加にも耐えうるリーダー養成制度を確立しております。

また、順天堂大学とのオンラインセミナーを年6回、順天堂大学、福岡大学との合同事例検討会を年5回実施し、PDハウスで勤務するリハビリ職、看護職、介護職のスキル向上を図りました。2024年に入り新たに、パーキンソン病ケアの専門家育成のために社内資格「PDライセンス」制度を導入いたしました。PDハウスで勤務する全従業員（介護職・看護職・リハビリ職）が初級にあたる3級を取得必須とし、パーキンソン病のスペシャリスト集団を目指す仕組みづくりを行っております。専門的なケアの均一化・高水準化に注力するとともに、知識・技術の向上が評価される体制づくりを行うことで、従業員が自ら学び成長する職場環境づくりに取り組んでおります。

介護人材の無資格・未経験の従業員採用にも注力し、その上で介護士の知識・技術の高水準化・均一化を目的として、介護職員初任者研修の受講費用を当社で全額負担しております。

新規採用者数



(11) 主要な本社・支社及び営業所（2024年3月31日現在）

〔本 社〕 金沢本社：石川県金沢市二宮町15番13号

東京本社：東京都千代田区丸の内2丁目4番1号 丸の内ビルディング9階

〔支 社〕 大阪支社：大阪府大阪市北区堂島1丁目1番5号 関電不動産梅田新道ビル10階

福岡支社：福岡県博多区博多駅前3丁目27-24 博多タナカビル5階

地 区	事 業 所 の 所 在 地	事業所数計
北海道	北海道（札幌）	3
関東	東京（足立・板橋・西東京・八王子・世田谷）、神奈川（相模原・藤沢・横浜）、千葉（船橋）、埼玉（さいたま）	11
北陸	石川（金沢・野々市・白山・小松・加賀）、富山（富山）	26
東海	愛知（名古屋）	1
関西	大阪（門真・吹田・東大阪・八尾・大阪）	6
九州	福岡（福岡）、熊本（熊本）	4
事業所数 総合計		51

(12) 従業員の状況（2024年3月31日現在）

従 業 員 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減
2,435名（86名）	688名増（2名増）

（注）従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー及び嘱託契約の社員）については、年間の平均人員数（1日8時間換算）を（ ）外数で記載しております。

2. 株式の状況（2024年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 120,000,000株
 - ② 発行済株式の総数 35,220,000株
 - ③ 自己株式 4,974,648株
 - ④ 株主数 7,997名
- 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率（%）
株式会社 杏	13,500,000株	44.63%
苗代 亮 達	5,898,000株	19.50%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,362,700株	4.51%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,199,800株	3.97%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	325,293株	1.08%
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TRE ATY-PB	280,305株	0.93%
野村證券株式会社	262,457株	0.87%
MORGAN STANLEY & CO. LLC	233,776株	0.77%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	222,800株	0.74%
BBH (LUX) FOR FIDELITY FUNDS - PACIFIC POOL	197,900株	0.65%
計	23,483,031株	77.64%

(注) 1. 株式（自己株式を除く）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 当社は、自己株式を4,974,648株所有しておりますが、上記の表には記載しておりません。

⑤ その他株式に関する重要な事項

- 会社法第184条第2項の規定に基づき、2023年4月1日付で当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数は80,000,000株増加し、120,000,000株となりました。
- 2023年2月15日開催の取締役会決議により、2023年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行いました。これにより、発行済株式総数は23,480,000株増加し、35,220,000株となりました。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査等委員の状況

(2024年3月31日現在)

氏 名	地 位	重 要 な 兼 職 の 状 況
苗 代 亮 達	代表取締役社長	株式会社杏 代表取締役
越 野 亨	専務取締役運営本部長	－
長 山 知 広	常務取締役経営企画本部長	－
上 野 英 一	常務取締役管理本部長	－
山 本 英 博	常勤監査等委員	－
畠 善 昭	監査等委員	・ 税理士法人畠経営グループ 会長 ・ 株式会社畠フィナンシャル・エージェンシー 代表取締役 ・ 株式会社青山財産ネットワークス金沢 代表取締役 ・ 株式会社ケイビイシー 取締役 ・ 株式会社メディカ・コンサルティング 監査役
中 西 祐 一	監査等委員	・ 中西祐一法律事務所 代表弁護士 ・ 高松機械工業株式会社 社外取締役 ・ 株式会社北國銀行 社外監査役
中 島 恵 子	監査等委員	・ 中島恵子税理士事務所 代表 ・ 株式会社魚金 監査役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）山本英博、畠善昭、中西祐一、中島恵子の4氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。
3. 当社は、取締役（監査等委員）山本英博、畠善昭、中西祐一、中島恵子の4氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 2024年4月1日付で、取締役の地位・担当を次のとおり変更しております。
- ・ 長山知広は常務取締役経営戦略本部長となりました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第426条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することが出来る旨を定款に定めており、同法第427条第1項に規定の責任限定契約を締結しております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険により被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役の地位にあるものであり、被保険者は保険料を負担しておりません。

なお、背任行為、犯罪行為、詐欺行為又は法令等に違反することを認識して行った行為に起因する場合等、保険契約上一定の免責事由があります。

(5) 当事業年度に係る役員の報酬等の額

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社では、「役員規程」及び「役員報酬制度の基本方針」において役員の報酬制度を定め、これに基づき報酬額を決定しております。また、監査等委員でない取締役の報酬決定に関する手続きにおいて、社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保し、取締役会における意思決定プロセスの公正性、客観性及び透明性を向上させ、コーポレートガバナンス体制を一層充実させるため、社外取締役4名と代表取締役社長で構成される指名報酬諮問委員会を設置し、取締役報酬等に関する決定方針の策定と個人別の報酬等の内容、配分を審議し、取締役会へ答申しております。

具体的な役員の報酬等の額又はその算定方法の決定方法は、以下のとおりです。

(a) 監査等委員でない取締役の報酬

当社の監査等委員でない取締役の報酬は、指名報酬諮問委員会において、各取締役の役位と職責及び前期の業績等を評価して報酬案を決定し、取締役会で決議しております。

具体的な報酬額については、2019年6月25日開催の定時株主総会において決定された年額200,000千円（ただし、使用人分給与は含まない）の報酬枠の範囲内としております。

なお、決議時点の監査等委員でない取締役の員数は5名であります。

(b) 監査等委員である取締役の報酬

当社の監査等委員である取締役（社外取締役を含む。）の報酬は、基本報酬のみで構成されております。

具体的な報酬額については、2019年6月25日開催の定時株主総会において承認された年額30,000千円の報酬枠の範囲内で監査等委員である取締役の協議に基づき決定しております。

なお、決議時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役 員 区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対 象 と な る 役 員 の 員 数 (名)
		基 本 報 酬	業 績 連 動 報 酬 等	譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬	
取締役（監査等委員である取締役を除く） （うち社外取締役）	102 (-)	102 (-)	- (-)	- (-)	5 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	12 (12)	12 (12)	- (-)	- (-)	5 (5)

(注) 上記には、2023年6月28日開催の第18期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く）1名、取締役（監査等委員）1名が含まれております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・監査等委員畠善昭氏は、税理士法人畠経営グループの会長、株式会社畠フィナンシャル・エージェンシーの代表取締役、株式会社青山財産ネットワークス金沢の代表取締役、株式会社ケイビイシーの代表取締役、株式会社メディカ・コンサルティングの監査役であります。なお、当社はこれらの企業との商取引関係はありません。
- ・監査等委員中西祐一氏は、中西祐一法律事務所の代表弁護士、高松機械工業株式会社の社外取締役、株式会社北國銀行の社外監査役であります。なお、当社は株式会社北國銀行からの借入や有料所業紹介契約の締結による商取引関係があります。
- ・監査等委員中島恵子氏は、中島恵子税理士事務所の代表、株式会社魚金の監査役であります。なお、当社はこれらの企業との商取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況と期待される効果

氏 名	在 任 期 間	取 締 役 会 へ の 出 席 状 況
山 本 英 博	1年0ヶ月	当期開催の取締役会13回、監査等委員会10回全てに出席しました。
畠 善 昭	5年11ヶ月	当期開催の取締役会17回、監査等委員会13回全てに出席しました。
中 西 祐 一	5年11ヶ月	当期開催の取締役会17回、監査等委員会13回全てに出席しました。
中 島 恵 子	1年0ヶ月	当期開催の取締役会13回、監査等委員会10回全てに出席しました。

(注) 監査等委員山本英博氏、中島恵子氏は、2023年6月28日開催の第18期定時株主総会におきまして新たに監査等委員に選任されたため、就任後の取締役会及び監査等委員会の開催回数を記載しております。

当社の社外取締役は4名であり、その全員が監査等委員であります。監査等委員である社外取締役は、幅広い経験と豊富な見識に基づき、客観的な視点で経営を監視し、経営の透明性を高める重要な役割を担っております。

社外取締役の山本英博氏は、事業会社における監査等委員の経験と経営に関する幅広い見識を有しており、客観的かつ独立的な立場から経営全般に係る助言及び提言、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行っております。

社外取締役の畠善昭氏は、税理士としての豊富な経験及び知識に基づき企業経営に対する十分な見識を有しており、経営全般に係る助言及び提言、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行っております。

社外取締役の中西祐一氏は、弁護士としての豊富な経験及び知識に基づき企業経営に対する十分な見識を有しており、経営全般に係る助言及び提言、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行っております。

社外取締役の中島恵子氏は、税理士としての豊富な経験及び知識に基づき企業経営に対する十分な見識を有しており、経営全般に係る助言及び提言、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行っております。

4. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において、次のとおり「内部統制システム構築に関する基本方針」を定めております。

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

サンウェルズのミッション『福祉の職場をもっと魅力的に！』『介護サービスに進化と変化を！』『未来を作る「人」を育成する！』を前提に「経営理念」、「行動指針」に則り行動する。

- (a) リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、法令遵守体制を整備し運用する。
- (b) コンプライアンスの徹底を図るため、当社の取締役及び使用人への教育を行う。
- (c) 内部通報制度の整備・運用を通して、法令違反による企業信用の失墜等、企業価値を大きく毀損するような重大な事態の発生を未然に防止する。
- (d) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切関係を持たない。また、反社会的勢力・団体からの不当な要求には毅然とした対応をし、その活動を助長する行為に関与しない。
- (e) サステナビリティ委員会を設置し、社会と企業の持続可能性の両立を目指した企業活動を推進する。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役の職務執行に係る重要な意思決定及び報告に関する以下の文書については、「文書管理規程」「規程管理規程」等に基づき、適切かつ確実に保存・管理を行う。

- (a) 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、及びそれらの関連資料
- (b) 社内の重要会議の議事録及びその関連資料
- (c) 稟議書及びその他重要な社内申請書類
- (d) 会計帳簿、計算書類、重要な契約書、官公庁その他公的機関又は金融商品取引所に提出した書類の写しその他重要文書

③ 当社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」に基づき、当社の事業活動に影響を及ぼすリスクを統一的・一元的に管理する体制を構築する。

経営会議にて、当社事業への影響が高いと判断する「重大リスク」を特定し、リスク分析・把握・防止・管理等を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 毎週経営会議を開催し、経営戦略決定の迅速化、経営監督体制・業務執行体制の強化を行う。
- (b) 定例取締役会以外に、必要時は臨時取締役会を随時開催する。

- ⑤ 監査等委員がその職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (a) 監査等委員は取締役と協議の上で必要とする監査等委員スタッフを置くことが出来る。
 - (b) 監査等委員スタッフは専任とし、人事考課は監査等委員が行い、異動は監査等委員の同意を得る。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制及びその他監査等委員への報告に関する体制
- (a) 監査等委員は重要な会議に出席し、職務の執行状況の聴取及び関係資料の閲覧を行うことが出来る。
 - (b) 取締役は著しい影響・損害が発生する恐れがある場合、速やかに監査等委員に報告しなければならない。
 - (c) 取締役及び使用人は、監査等委員が報告を求めた場合、迅速に対応しなければならない。
 - (d) 「内部通報制度に関する規程」に基づき、取締役及び使用人は、不正行為やハラスメント行為等を速やかに通報または相談できる体制を整備し、内部通報者が不利益な処遇を受けないことを確保する体制とする。
- ⑦ その他監査等委員監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査等委員は重要文書を閲覧し、取締役や使用人に説明を求めることが出来る。
 - (b) 監査等委員は代表取締役との定期的な意見交換会を実施するとともに、内部監査室や会計監査人と連携する。
 - (c) 監査等委員会は、必要に応じてその判断で外部専門家を起用する。
- ⑧ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門への監査を実施し、その結果を代表取締役に報告しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 当社は「取締役会規程」に定時取締役会を毎月1回開催と定めており、当事業年度において取締役会は17回開催されております。また、社内規程などは随時見直しを行い、改善するとともに、その内容を周知し、全従業員が常時確認できるようにしております。
- ② 監査等委員会は13回開催され、全員が社外取締役により構成されております。監査等委員である社外取締役は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに取締役（監査等委員である取締役を除く）、内部監査室との間で意見交換を行っております。

- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門への監査を実施し、その結果を代表取締役へ報告しております。

(3) 反社会的勢力の排除に向けた取組み状況

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供いたしません。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(a) 社内規程の整備状況

当社では、「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」を定め、全役職員が本規程を遵守するとともに、反社会的勢力マニュアル及び取引先に対する反社会的勢力調査マニュアル等を整備し、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。

(b) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、総務部に反社会的勢力に関する情報を集約し、情報の収集・管理を一元化しております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営上の施策の一つとして認識しております。利益配分につきましては、成長投資のための内部留保を勘案しつつ、安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。一方、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図り、事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。そのため、内部留保資金を今後の積極的な事業展開に活用していくことを優先する方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、期末配当（3月31日基準日）及び中間配当（9月30日基準日）の年2回を基本的な方針としており、このほか基準日を定めて剰余金を配当することができる旨、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記の方針に基づき、2023年9月20日開示の「通期業績予想及び中期経営計画の上方修正に関するお知らせ」及び2024年5月9日開示の「剰余金の配当（期末配当）に関するお知らせ」を踏まえ、中間配当金を1株当たり6円00銭、期末配当金を1株当たり8円00銭に修正し、年間配当金を1株当たり14円00銭に増額いたしました。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,504	流動負債	7,729
現金及び預金	3,307	買掛金	118
売掛金	3,987	短期借入金	3,400
商品	2	1年以内償還予定社債	15
仕掛品	1	1年以内返済予定長期借入金	496
貯蔵品	9	リース債務	250
前渡金	53	未払金	1,262
前払費用	130	未払費用	448
その他	13	未払法人税等	790
貸倒引当金	△1	前受金	1
固定資産	24,014	預り金	143
有形固定資産	22,448	前受収益	6
建物	4,400	賞与引当金	795
構築物	138	その他	0
機械及び装置	18		
工具、器具及び備品	512	固定負債	16,645
土地	882	社債	60
リース資産	13,071	長期借入金	2,540
建設仮勘定	3,425	リース債務	13,344
無形固定資産	9	退職給付引当金	175
ソフトウェア	4	資産除去債務	301
その他	5	その他	222
投資その他の資産	1,556	負債合計	24,375
出資金	0	(純資産の部)	
長期貸付金	48	株主資本	7,127
破産更生債権等	1	資本金	35
長期前払費用	362	資本剰余金	4,062
繰延税金資産	532	その他資本剰余金	4,062
その他	611	利益剰余金	3,039
貸倒引当金	△1	利益準備金	8
		その他利益剰余金	3,030
		繰越利益剰余金	3,030
		自己株式	△8
		新株予約権	15
資産合計	31,518	純資産合計	7,143
		負債・純資産合計	31,518

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		21,360
売上原価		14,938
売上総利益		6,422
販売費及び一般管理費		2,931
営業利益		3,490
営業外収益		
受取利息及び配当金	0	
補助金収入	68	
助成金収入	13	
保険金収入	3	
その他	19	105
営業外費用		
支払利息	635	
その他	21	657
経常利益		2,938
特別損失		
固定資産除却損	0	
その他	16	17
税引前当期純利益		2,921
法人税、住民税及び事業税	1,031	
法人税等調整額	△143	888
当期純利益		2,032

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

株式会社サンウェルズ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

北陸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 枝 和 之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 橋 智 己

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サンウェルズの2023年4月1日から2024年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を

作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果。

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月16日

株式会社サンウェルズ

監査等委員会

監 査 等 委 員 山 本 英 博

監 査 等 委 員 畠 善 昭

監 査 等 委 員 中 西 祐 一

監 査 等 委 員 中 島 恵 子

(注) 監査等委員山本英博・畠 善昭・中西祐一及び中島恵子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

ESG

topics



サステナブルな課題への 取り組みを本格化

当社は持続可能な社会の実現に向けた考えを明確化し、継続的に実施すべく、
2023年4月に『サステナビリティ委員会』を設立し、これまでとこれからの
取り組みについて下記のようにまとめました。

環境

Environment



環境に配慮したPDハウス

- 自家消費型太陽光発電の導入
- GHG（温室効果ガス）排出量の算定
- クラウド活用によるペーパーレス化推進
- 長期使用可能なステンレス製ゴミ箱の配置
- 99%再生材ゴミ袋使用によりCO₂排出削減に貢献

社会

Social



パーキンソン病患者の看護・介護のニーズに応えるPDハウス

- 社会課題の解決を目的とするソーシャルローンによる資金調達を実施
- 社内資格制度による介護従事者の知識・技術の高水準化・均一化、
大学病院と定期勉強会実施
- 健康経営優良法人認定制度への取り組み開始

統治

Governance



ガバナンス・リスクマネジメント・コンプライアンスの徹底

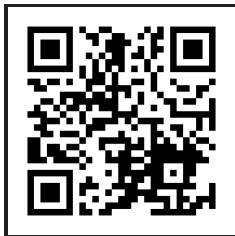
- 取締役の半数を独立社外取締役としガバナンス強化を図る
- 不正請求対策の構築（施設長、本社管理部門による二重チェック体制）
- 施設・居室に見守りカメラ設置（不適切ケア牽制）
- 金融商品取引法に基づいた監査法人による監査等、第三者評価機関による評価を実施

サンウェルズ サステナビリティ基本方針

あらゆる人々が輝く社会を実現するために、
サンウェルズは進化と変化を続けます。

進行性難病によりご家庭での生活が困難になった方や、これまで専門医による診療や十分なリハビリテーション、24 時間体制の看護を受けられなかった方にも、安心して生活できる場を提供し、QOL（Quality of Life：日々の生活の質）を改善していただきたい。その思いからサンウェルズはパーキンソン病専門施設「PD ハウス」の運営をはじめとした事業展開により、医療・介護を取り巻く社会問題の多面的な解決に挑戦します。「自らが輝き、人を元気にする」の経営理念に基づき、皆様の生活、地域や環境の未来、介護業界の将来を照らし続けることで、あらゆる人と環境が調和し共存できる、輝く社会づくりに尽力してまいります。

下記で当社のサステナビリティに関する取り組みを記載しております。



当社 WEB サイト
サステナビリティページ

<https://sunwels.jp/pdh/sustainability/>

